到着旅行者への通告

申し訳ありませんが、御荷物より農業物品を出して頂きます。農業物品は動植物害虫 及び疫病を宿している可能性があり、アメリカ合衆国内に持ち込むことはできません。制限物品には、肉、果物、野菜、植物、土、及び動植物から作られた製品が含まれます。

農業害虫及び疫病は、アメリカ合衆国の食物栽培及び家畜にとっての脅威です。これらの有機物には、畜産業界に深刻な経済的打撃及び生産損害をもたらし得る伝染性の高い動物疫病があり、これは肉及び酪農製品がコスト高になるということです。また、その他の害虫は、芝生、鑑賞用植物、木、家屋にさえも損害を与え、財産価値に影響を及ぼす可能性があります。

没収物品は、U.S. Department of Agriculture (USDA)（アメリカ合衆国農務部）の特殊施設にて慎重に廃棄されます。旅行者用の詳細情報につきましては、USDA の APHIS（動植物予防衛生サービス）のインターネットサイト（www.aphis.usda.gov）をご覧になるか、または1-866-SAFGUARDまで御電話下さい。ご質問がありましたら、下記まで書面にてご連絡下さい。APHIS Plant Protection and Quarantine Port Operations Staff, 4700 River Road, Unit 60, Riverdale, MD, 20737, USA。

U.S. Department of Agriculture (USDA)（アメリカ合衆国農務部）は、そのすべてのプログラム及び活動において、人種、肌の色、国籍、性別、宗教、年齢、身体的障害、政治的信念、性的性向、あるいは婚姻・家族状況に基づいた差別を禁じています。（すべてのプログラムにすべての差別禁止基盤が当てはまるわけではありません。）プログラムの情報について、通常以外のコミュニケーション方法（点字、拡大文字、オーディオテープ等）を必要とする身体的障害を有する方々は、下記まで、御連絡下さい。USDA のTARGET Center (202) 720-2600 （音声及びTDD、即ち聴力障害者用電話装置)

差別の申し立ては、書面で下記までご連絡下さい。
USDA, Director, Office of Civil Rights, Room 326-W, Whitten Building, 1400 Independence Avenue, SW, Washington, DC 20250-9410, USA。
または、電話にて下記までご連絡下さい。
(202) 720-5964 （音声及びTDD、即ち聴力障害者用電話装置)
USDA （アメリカ合衆国農務部）は、機会均等の提供者及び雇用者です。